# 岡 山 フ ル ー ト の 会 会 則

第一条　名称

この会は，岡山フルートの会と称し，英文ではOkayama Flutists Association(略称OFA)と表示する。

第二条　目的

この会は，フルートをとおして音楽に親しみ，会員の音楽性を高め，会員相互の親睦をはかり，岡山の音楽文化の発展に貢献することを目的とする。

第三条　事業

この会は，前条の目的を達成するために，次の事業を行う。

1. 内外フルーティストによる演奏会，講習会の開催
2. 研修会，親睦会等の開催
3. その他，目的に必要な事業

第四条　会員

この会は，その目的に賛同し，年会費を納めて事務局に登録した者を会員とする。

第五条　退会

この会は，退会を届け出たとき，または会の名誉を傷つけたり会に損害を与えたりした場合，その会員を退会とする。

第六条　役員と事務局員

この会に，次の役員と若干名の事務局員を置く。

1. 会　　長　１名
2. 副 会 長　２名
3. 理　　事　８名
4. 事務局長　１名
5. 監　　査　２名

第七条　役員と事務局員の任務

1. 会長は，この会を代表し，会議を召集するとともに会務を統括する。
2. 副会長は，会長を補佐し，場合によっては会長の職務を代行する。
3. 理事は，この会の重要事項の決定に参画する。
4. 事務局長は，事務局員を統括する。
5. 事務局員は，会務を執行する。
6. 監査は，会計を監査する。

第八条　名誉会長，参与，顧問，特別会員

この会に，名誉会長，参与，顧問，特別会員を置くことができる。

第九条　役員等の選出

1. 会長については，理事会の議を経て総会で決定する。
2. 副会長，理事，事務局長，監査，事務局員，名誉会長，参与，顧問，特別会員については，会長が理事会に諮り総会で決定する。

第十条　役員等の任期

1. 役員と事務局員の任期は２年とする。ただし，会長の任期は４年とする。任期は当該年度の 6 月 1 から始まるものとする。
2. 名誉会長，参与，顧問，特別会員の任期は定めない。
3. 役員等に欠員を生じ，会務の執行に支障あるとき，会長は理事会の承認を経て後任を定める。
ただし，その任期は前任者の残任期間とする。

第十一条　総会

総会は，会員をもって構成する。原則として年１回以上開催し，次の事項を審議･決定する。

1. この会の事業
2. 役員等
3. 予算，決算

4. 会則の変更
5. その他

第十二条　理事会
1. 理事会は，会長，副会長，理事，事務局長，名誉会長，参与，顧問をもって構成する。
2. 理事会は，必要に応じて開催し，会務執行上の事項を審議する。

第十三条　実行委員会
1. 実行委員会は，この会の事業を行うのに必要が生じたとき，そのつど組織する。
2. 実行委員会は，会員をもって構成する。
3. 実行委員長は，理事会で決定する。
4. 実行委員長は，必要に応じて実行委員会を召集する。

第十四条　会議の成立，議決
1. 会議は，構成員の過半数をもって成立する。欠席により委任状を提出した場合は，これに含めるものとする。ただし，総会の成立については，出席者の数を問わない。
2. 議決は，出席者の過半数で決する。

第十五条　会計
1. 会員は，この会の運営のために，年会費を納めるものとする。
2. この会の会計年度は，4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。
3. 各事業の参加費等は，そのつど納めるものとする。
4. 会費の年額は，別に定める。

第十六条　事務局
この会に事務局を置く。

細　則
1. 理事は，事務局員を兼務する。
2. 事務局員は，庶務，書記，会計，演奏企画，会報，ライブラリー，情報管理の各係を分掌する。
3. 監査は，他の役員を兼務できない。
4. 事務局を事務局長宅に置く。
5. 会費は，年額 2,000 円とする（年度内に納入しなかった場合は退会とする）。
6. 名誉会長，顧問，特別会員の年会費は免除する。

付　則
1. この会の運営に関する細則は別に定める。
2. この会則は，1979 年 5 月 20 日より施行する。
3. この会則は，2001 年 5 月 20 日より施行する。
（役員の任務，役員の任期，理事会，実行委員会，会議の成立，議決の各条項の新設）
4. この会則は，2005 年 5 月 15 日より施行する。（役員任期の変更）
5. この会則は，2007 年 5 月 13 日より施行する。（理事人数の変更，特別会員の新設）
6. この会則は，2009 年 5 月 10 日より施行する。（事業の変更「会員名簿の作成」を削除）
7. この会則は，2011 年 5 月 8 日より施行する。（役員選出の変更，役員任期の変更）
8. この会則は，2014 年 5 月 11 日より施行する。（会の英文表記の付加）
9. この会則は，2015 年 5 月 31 日より施行する。（会長任期の変更）
10. この会則は，2019 年 5 月 19 日より施行する。（名誉会長の新設，条文の入れ替え）
11. この会則は，2021 年 5 月 16 日より施行する。（理事人数の変更，演奏企画係の新設）
12. この会則は，2022 年 5 月 15 日より施行する。（会長選出の変更）
13. この会則は，2023 年 5 月 14 日より施行する。（理事人数の変更，参与の新設，役員等と実行委員長の選出の変更，細則の変更）